

平成30年7月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成30年7月20日（金） 午後3時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、脇山亜子委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、瀧本朝光委員、佐々木美穂委員
岩本幹彦教育課長、大竹建治生涯学習係長、
後藤由多加指導主事
書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

（1）学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

（2）生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

（1）平成31年度教科用図書採択について

課長： それでは資料1の方をご覧ください。平成31年度に真鶴町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択についてでございますが、教科用図書については本日開催された足柄下採択地区協議会の結果、資料1の1枚目2枚目でございます。

ますが、これに従い本町、教育委員会において足柄下郡3町同一の教科用図書採択を行います。このことは義務教育緒学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項に当該採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会における協議の結果に基づき種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと法律で定められております。尚、一般図書につきましては、各小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の一人一人の障害や発達状態に応じて各学校において選定した図書を本町教育委員会において採択するものであります。本町の町立各小・中学校に確認したところ小学校においては来年度は使用する予定が無いとのことでございます。中学校においては資料1の3枚目、教科用図書需要数報告書にある教科用図書を採用するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長： それでは審議に入ります。教科用図書については義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定のに基づき、本日午前に開催されました足柄下採択地区協議会の結果に従い、本町において足柄下郡3町同一の教科用図書を採択するということによろしいでしょうか。

また、特別支援学級の教科用図書についても、先ほどの説明の通り採択してもよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし

教育長： では、ご異議がないようですので、本議案について資料1にあります平成31年度使用小学校教科用図書一覧表、2枚目にあります平成31年度使用中学校教科用図書一覧表、そして3枚目にあります平成31年度使用学校教育法附則第9条による教科用図書需要数報告書に記載されている内容。この内容が本議案になります。本議案について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手

教育長： よって本件については原案の通り決定いたしました。

(2) 町議会9月定例会提出の補正予算について

課長： 資料2をご覧ください。こちらの方、歳出予算要求書ということで、9月議会に提出し計上する予定の補正予算です。7月12日付けということで作成しております。副町長査定が終わった段階での案として出させていただきます。それでは、1ページ目、修繕料は幼稚園の修繕料でございます。危険物の看板取替と油面計の修繕ということで、これは湯河原消防から指摘を受けて修繕するものです。看板の腐食が激しく文字が確認できない。油面計の計器が作動しないということで、こちらの歳出見込み額、1,504,260円。現在の予算現計額

1,350,900 円から引きまして 153,360 円の補正額、ということで補正要求額は 154,000 円を要求したいと考えております。

続きまして手数料。これもひなづる幼稚園の手数料なんですけど、危険物取扱者選任に係る受講料ということで、現在、職員がこちらの取り扱いの専門の資格を持っておりませんので、新たにここで受講いたしまして試験を受けて危険物取扱責任者を定めるということでございます。内容につきましては、乙種第 4 類試験手数料 4,500 円、危険物安全協会事前準備講習会受講料 9,400 円、免状交付手数料 2,900 円ということで補正額は 16,800 円、補正要求額は 17,000 円を要求しております。

次のページをお願いいたします。これは社会教育の生涯学習の予算でございますが、まず一段目、放課後子どもいきいきクラブの補助金、これは補助金が確定したことにより財源更正でございます。特に補正をあげているものではございません。二段目のまなづる土曜教室補助金、これも補助金確定による財源更正がございました。ただし、下の段の土曜教室スタッフ旅費以下、それぞれの経費につきましてはここで補正をあげさせていただく考えでございます。土曜教室スタッフ旅費といたしまして一人目が 5,830 円と 24,486 円の合計額でございます。二人目が 1,896 円と 8,058 円ということで都合 41,000 円の補正額を要求するということでございます。

3 ページ目をご覧ください。こちらの方は町民センター費の補正でございます。町民センターにも灯油の大きいタンクがあるんですけど、やはり危険物の取り扱い専任者が居ないということで、ひなづると同様に受講して取扱者を養成するものでございます。手数料が 4,500 円、受講料 9,400 円、免状交付手数料が 2,900 円ということで同じく 17,000 円の要求をしております。

4 ページをご覧ください。こちらの方は美術館の経費でございます。まず、一段目の 11 番、消耗品でございますが、美術館の開館 30 年記念展関係消耗品 56,000 円です。こちらの方は各展示物にあたって全て中川美術館の展示物で賄うんじゃなくて、今回 30 年記念ということで他の美術館の中川先生と縁の作品をお借りすることになりました。その中でも、ここに書いてありますように調湿吸収剤とか展示ケースに入れる調湿吸収剤を使っていたきたいとか、落下防止のストッパーを更に強化していただきたいとか、その作品をお借りする美術館の方から色々と要求がございました。それを見越して積んでいたんですけど更に求められたということがありまして、56,000 円の消耗品を計上いたしました。それから美術館管理用消耗品といたしまして掃除機 28,404 円、サーキュレーター、これは湿度調整機ですね。サーキュレーター 2 台 8,597 円を購入する予定で予算計上するものでございます。併せて 94,000 円の予算要求を考えております。二段目は×してありますが、これはパンフレットの増刷を考えたんですが、9 月補正にはまだ間に合うんじゃないかということで削除いたしました。それから三段目の通信運搬費となっておりますが、これは申し訳ありません通信運搬費じゃなくて保険料でございます。何の保険料かというと開館 30 年特別展の詳細が決定し額が確定した増額補正ということで、先ほど言ったような他館から借りてくるそうした作品に対する保険料をここで増額補正するもの

です。248,450 円ということで補正額 249,00 円を要求したいというふうに考えております。

5 ページをご覧ください。こちらの修繕料につきましては同じく美術館の修繕料でございますが、こちらの修繕料消火水槽用の給水管フート弁交換事業、空調機械室の煙感知器の交換、それぞれ 248,400 円と 54,000 円の計上を望んだところ、これはお客様にも迷惑がかかるということで、早急に対応しろという指示がありまして、これは予備費対応ということで今回 9 月補正には計上いたしません。早急に対応するというのでございます。

6 ページ目をご覧ください。こちらの方は補助金が確定したことによる財源更正ということで、特に補正要求はございません。

7 ページ目も同じく財源更正ということで特に補正要求するものではありません。

8 ページ目をご覧ください。歳入の説明でございます。1 番の社会教育費補助金。これは補助金の額が確定したことによる減額更正 2,000 円の減額。2 番目が土曜日の教育活動支援事業費補助金、これも同じく補助金の確定による減額の更正ということで、23,000 円の減額。3 番目は同じく交付額決定による補正なんですけど 215,000 円の増額補正となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

教育長： 9 月補正の内容についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

委員： 土曜教室のことで質問させて下さい。土曜日の教育活動支援事業費補助金というのは、こちらは真鶴土曜教室に関わるものですか。これは減額になっているんですか。

係長： 国、県の交付申請が 260,000 円で申請しておりました。交付の決定が 237,000 円ということで 23,000 円減ってしまうという形になります。ただ、町の補助金は当初の予定通りでございますので町の持ち出しが増えるという形に結果的になります。

委員： こういう現状の中で歳出の方の真鶴土曜教室の補助金ということで、大学生 2 名の町外から来ている真鶴以外の方なんですけど、その方への交通費まで配慮していただけるということで非常に感謝をしているんですけど平気ですか。

係長： こちらの交通費に関しましては、補助金の対象経費外になりますので、県への申請対象の額には入っておりません。町から単純に持ち出しという形になります。

課長： 大丈夫かというふうに言われますと、一応、私どもとしてこちらは必要とするということで 9 月の議会の方に計上する予定でございますが、最終的には議会から承認を得なければ認められないということでございます。

教育長： 他にご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
では、先ほど説明がされました９月定例会の補正予算について、町議会９月定例会に上程をするということをお認めの方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手

教育長： 全員賛成です。では、以上で協議事項を終わります。

報告事項： 施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教育長： ご質問はありますか。では無いようでしたら、これで本日の７月定例会を終わります。